

「住宅性能証明書について」

- ・ 竣工済の新築住宅における住宅性能証明の取扱いについて

竣工の工程を終えてしまい、その後に、住宅性能証明書を取りたいというご質問等を頂いております。証明書を発行することは可能でございます。しかし、発行する際にいくつかの注意点と審査及び検査がございます。

まず、申請者（代理者）様より、設計図書及び申請書のご提出をお願い致します。その際に、耐力壁や断熱材等の各箇所の施工写真（すべての箇所においてではございません）、工事監理報告書、納品書及び工事証明書等（特に断熱材）のご提出をお願いしております。ご提出いただけない場合、状況に応じてではございますが、審査、検査のお引受を出来ない場合がございますのでご注意ください。

尚、施工写真等につきましては、通常の検査にみられない箇所においても求める場合がございます。

発行までの期間ですが、審査及び検査等に時間を要しますので、ある程度の時期（状況に応じて変化いたします。時期等をご相談下さい。）をいただきますので、その点につきましてはあらかじめご了承下さい。

※確定申告（約：2/16～3/15）に間に合わないこともありますので、ご了承下さい。

住宅性能証明のみにおけることではございませんが、設計図書内において、図面等の不整合、断熱材の記載抜け、断熱材の性能の不明等があり、審査及び、訂正等において時間を多く要する場合、ご希望の発行日までに間に合わないこともございますので、ご注意ください。

また、構造（耐震基準）につきましては仕様規定で検討される場合、その適用範囲から外れる等の例外がある場合、構造計算等を求める場合がございますので、あらかじめ、ご相談下さい。

平成 25 年 2 月 7 日